

静岡大学未来創成基金による学生支援貸付金事業実施要項

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困窮する学生を支援するために必要な資金の一時貸付を行う事業を、以下のとおり実施する。

第1 対象者

対象者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 静岡大学に在籍する学部学生及び大学院生（外国人留学生を除く。）
- (2) 経済的に困窮する学生（学生生活を送る上で、当座の資金を必要とする者）

第2 貸付金額及び利子

- (1) 貸付金額
10万円又は20万円のいずれかとする。
- (2) 利子
無利子とする。

第3 申請

貸付金の貸付を希望する学生（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、学生生活課又は浜松学生支援課を経て、学長に申請するものとする。

- (1) 静岡大学未来創成基金による学生支援貸付金事業申請書・誓約書（別紙様式1）
- (2) 銀行振込依頼書

第4 連帯保証人

連帯保証人を立てることを申請の要件とする。

第5 貸付の可否の決定

貸付金の貸付の可否は、申請者の申請内容に基づき、学長が決定する。

第6 貸付の可否の決定通知及び貸付金の支出

学長は、学生生活課又は浜松学生支援課を通じて、申請者に、貸付の可否を通知するとともに、貸付を決定した者に対し、貸付金を支出する。

第7 返済期間及び返済方法

- (1) 貸付金の貸付を受けた学生は、貸付日の翌日から起算して6か月以内（ただし、返済期限は貸付日の属する年度の末日までを最長とする。）に、貸付金を大学が指定する方法により一括返済するものとする。
- (2) 当初の返済期限までに貸付金を返済することが困難となり、返済の猶予を希望する者は、当初の返済期限の14日前までに、学生生活課又は浜松学生支援課を経て、返済猶予申請書（別紙様式2）を学長に提出するものとする。
- (3) 学長は、返済猶予申請の内容に基づき、返済猶予の可否を決定し、学生生活課又は浜松学生支援課を通じて、返済猶予の可否を通知するとともに、返済猶予を決定した者に対し、新たな返済期限を通知する。
- (4) 新たに設定する返済期限は、貸付日の属する年度の末日までのいずれかの日をその期限として設定可能とする。ただし、当該返済期限を更に延長することにつき、やむを得ない事情があると学長が認めた場合には、(2)(3)と同様の手続を経て、当該返済期限を延長することができるものとする。